

令和５年第４回農業委員会総会議事録										
開催年月日		令和５年４月２４日（月）								
開催場所		白岡市役所４階特別大会議室								
開催時間 及び宣告者		開 会	午前　９時００分			議　長	進　藤　貴　一			
		閉 会	午前　９時４３分			議　長	進　藤　貴　一			
議　長	進　藤　貴　一		臨時議長				仮議長			
委 員 出 席 状 況	農　業　委　員				推　進　委　員					
	席次番号	氏　　　名		摘要	席次番号	氏　　　名		摘要		
	１	岡　安　広		出席	１	長　澤　い　と		出席		
	２	岩　上　賢		出席	２	川　野　信　之		出席		
	３	関　山　功　一		出席	３	齋　藤　光　則		出席		
	４	進　藤　貴　一		出席	４	渡　邊　明　子		出席		
	５	江　原　健　治		出席	５	神　田　　　潔		出席		
	６	黒　須　宣　夫		出席	６	小　林　一　夫		欠席		
	７	山　下　幸　一		出席	７	安　野　和　好		出席		
	８	吉　田　敏　雄		出席	８	清　水　　　清		出席		
	９	大　山　峰　夫		欠席	９	今　泉　志　江		出席		
	１０	安　藤　富司夫		出席						
	１１	荒　井　　　肇		出席						
	１２	齋　藤　美佐夫		出席						
	１３	江　口　泰　夫		出席		出席者		２１名		
	１４	小　島　俊　雄		出席		欠席者		２名		
議事参与制限 を受ける委員				会長からの 出席要請者		新井　和久				
						清水　一貴				
事務局		事務局長	佐々木　雅美			主幹		水野　慶之助		
		主査	塩村　孝太郎			主任		安藤　寛子		
		主事	菊地　広基							
説明員		主査	塩村　孝太郎			主任		安藤　寛子		
		農政課	新井　和久							
会議次第		別添のとおり			配布資料		別添のとおり			

審議事項

- (1) 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
- (2) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (4) 令和5年度事業関係予算について
- (5) 令和5年度白岡市農業委員会活動計画（案）について
- (6) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。4月の人事異動により異動がございましたので、異動となった職員について紹介をさせていただきます。 (局長より異動者を紹介) それでは、令和5年第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ(省略)
局長	現在の出席は農業委員13名、推進委員8名でございます。 こののちは、農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第4回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に安藤委員、荒井委員を指名いたします。
<u>議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について</u>	
議長	日程第1 議案第12号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について を議題といたします。
議長	本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいたさせます。
農政課	それでは、議案第12号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」御説明させていただきます。 まず、農用地利用集積等促進計画についてでございますが、昨年度までは農用地利用配分計画とよばれておりましたが、こちらは法律の改正に伴いまして名称が変わっております。内容は変わっておりませんので、同じものとお考えいただければと存じます。 市は、農用地利用集積等促進計画を作成し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされております。 意見を聴取する事項としては、7つあり、

議長	① 農地すべてを効率的に利用して、耕作等の事業を行う見込みであるか。 ② 必要な農作業に常時従事する見込みであるか。 ③ 農地所有適格法人であるか。 ④ 周辺の農用利用に悪影響を及ぼすか。 ⑤ 地域の他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みであるか。(常時従事する見込みがない場合) ⑥ 業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか。(常時従事する見込みがない場合かつ法人の場合) ⑦ 受け手希望者への農用地の貸付の適否となります。 それでは、配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画(案)」及び「位置図」をご覧ください。 「位置図」につきましては、埼玉県農林公社が作成した「位置図」を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。 文字等見にくい部分については、御了承くださいますようお願い申し上げます。 また、今回借り入れる農地は、赤色の太線で囲ってある部分でございます。 先月、利用集積計画を御審議いただいた、期間更新分の農地でございます。 借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりです。 今回の借受者は、法人1社でございまして、「〇〇〇〇〇株式会社」でございます。〇〇〇〇〇株式会社でございますが、借受人の農業経営状況につきましては、平成23年12月に市内で本社を設立しており、現在、市内で借受けている農地面積は、約22.6haで、全て農地中間管理機構を通じた土地の借受けを行っております。今後も農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。 今回の借り受ける土地では、青ネギ、白ネギを栽培する予定でございます。 以上が借受人の説明です。 市といたしましては、農業経営状況等から判断して、借受人に貸借することについては、「支障なし」と考えます。農業委員会の皆様のご審議をお願いいたします。 最後に今後のスケジュールについて説明します。 農業委員会で意見決定後、市から農地中間管理機構に対し「農用地利用集積等促進計画及び促進計画に係る意見書」を提出します。 農地中間管理機構において「農用地利用集積等促進計画」が定められた後、埼玉県に対し承認申請が行われます。 埼玉県においては、農用地利用集積等促進計画の公告・縦覧が行われ、その後、認可されることとなっております。 効力発生日は、令和5年7月7日を予定しています。 以上、簡単ですが説明とさせていただきます。 説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
----	--

	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案につきましては農用地利用集積等促進計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第１２号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第２ 議案第１３号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第２ 議案第１３号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第１３号 農地法第３条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は４件でございます。 総会資料の３ページを御覧願います。 番号１及び番号２につきましては、農業経営継続のため、譲受人が、譲渡人から、交換により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積は７５．３２ａ、農業従事者は３名、従事日数は１５０日、農機具等については、耕耘機、トラクター、田植機、コンバイン、草刈機等を所有している状況です。また、申請地では、米を作付けする計画となっております。 このことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 番号３ につきましては、農業経営継続のため、譲受人が、譲渡人から、交換により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積４１．３７ａ、農業従事者は２人、農業従事日数は１５０日、農機具については、田植機、コンバイン、籾摺り機、トラクターをリースしている状況です。また、申請地では、米を作付けする計画となっております。 このことから、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 番号４ につきましては、農業経営継続のため、譲受人が、譲渡人から、交換により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積５８．５４ａ、農業従事者は２人、農業従事日数は１５０日、農機具については、トラクターを所有、田植機、

	コンバイン、籾摺り機をリースしている状況です。また、申請地では、米を作付けする計画となっております。 このことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号1から4の現地確認の報告を△△委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第13号1番から4番の3条申請について、4月19日に現地を確認しました。現地案内地図の1ページをご覧ください。現地は、菖蒲、春日部線の□□中学校周辺の田園地帯です。 現在申請地は農地として使用されております。申請地1と申請地3及び申請地2と申請地4の田んぼの交換になります。 農業経営の状況につきましては、先程事務局より説明があり割愛させていただきます。 農機具等リース元の●●さん宅に4月11日8時10分頃農機具のトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機の確認をしました。同日8時30分頃に土地の譲渡人、譲受人それぞれ来て頂き、リースする旨を聴取しております。この場にて話を聞いたところ、白岡市内にも農地を所有しており全て耕作しているということでした。なお、番号1及び2の譲受人の農機具については、農業委員会で確認しており、私も普段から耕作に使用する機械等確認しています。 ついては、今後も耕作されると判断しましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等がございましたらお願いいたします。
委員	参考にお聞きしたいのですが、今回の申請地3及び4については、■■■病院が移転するという話を聞いているのですが、その関係で代替地という意味合いで交換が行われるということでしょうか。
事務局	委員のおっしゃる通り、病院建設予定地に農地が入ってしまうため、申請地3及び4の所有者から耕作ができなくなってしまうため、ほぼ同面積の申請地1及び2を今回の申請内容で申請したものです。
委員	もう一点確認ですが、番号3の所有者については、耕作地が41.37aということで、交換してもほぼ同面積なので所有地は増えないと思いますが、4月から下限面積が撤廃されたということで、これで交換が可能ということでしょうか。 それとも、交換であれば以前から50aに関係なく交換が可能ということでしょうか。

事務局	先に◇◇委員から質問がありました通りの内容となります。下限面積要件については4月から撤廃となりましたので、◇◇委員のお考えの通りとなります。
議長	他に質疑等ありますか。
	[質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。
	[異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第13号については、原案のとおり決定します。
<u>日程第3 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長	日程第1 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は3件でございます。 総会資料の4ページ目をご覧ください。 番号1につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来の子育てを考えると現在の賃貸住宅では手狭であり、また、夫が市内で勤務しているため、自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま。 番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。

	譲受人につきましては、現在、妻と子供２人の４人で市内の賃貸住宅に居住しておりますが、手狭になってきたこともあり、自己用住宅を建築したいと考えたことから、今回申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、第１種農地に該当し、通常不許可となりますが、例外規定として地域の農業の振興に資する施設があり、その一つとして住宅施設が該当するため、農地転用が可能となります（根拠法令：農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号）。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号 3 につきましては、譲受人が譲渡人から、使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、共働きで子供を預ける施設及び土地を探しておりましたが難しく、妻は一時休職し、市内の実家で子育てを行っております。将来、両親の介護及び子育てを考慮し、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。 申請地の農地区分は、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了しました。これから番号 1 の現地確認の報告を☆☆委員にお願いいたします。
委員	今回申請の議案第 14 号番号 1、小久喜字里****番* 地目 田 ***㎡ 5 条申請について 4 月 19 日に現地を確認いたしました。申請地は 10ha 以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所です。更に申請地は市役所から 300m の範囲であり、市街化が著しい区域です。更に申請地は上水道管等が埋設された道路の沿道にあり、なお且つ、○△○△、○☆○☆、☆★☆☆から 500m の範囲に存在し市街化が著しい区域です。 なお、転用の理由等は事務局の説明のとおりです。また、申請地は農地として利用されており雑草等は多少生えておりますが、違反等はされておりません。従いまして、この案件につきましては、転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。現地案内図は 2 ページをご覧ください。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議長	続きまして番号 2 の現地確認の報告を◇◇委員にお願いいたします。

委員	今回申請の番号２－１、２－２、上野田字西下原***ー*、***ー*の５条申請について、４月１８日に現地を確認いたしました。現地案内図は３ページです。なお、転用等の理由は事務局説明のとおりです。申請地周辺は、住宅が点在しております。さらに申請地は〇〇医院から約４００ｍ、●●病院から約４００ｍ、市役所からは約１２００ｍの地域です。また申請地は多少雑草が生えておりましたが農地として利用されており、違反等はありません。また周辺農地に支障は出ません。従いましてこの案件につきましては転用理由や付近の状況から転用についてはやむを得ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議長	続きまして番号３の現地確認の報告を▲▲委員にお願いいたします。
委員	今回申請の番号３の５条申請について、４月２０日に現地を確認いたしました。高岩字本村***ー*、畑、**：㎡、転用等の理由については事務局説明のとおりです。現地案内図４ページをご覧ください。申請地周辺の主な公共施設としては、北側に○△□、南側には★☆高校、東側には□■小学校があります。また、この地域は既に住宅が密集しており１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。申請地は公道から約１０ｍ程南に入ったところです。空き家が手前に１軒あります。申請地は雑草が多少生えておりますが農地として利用されており、先行して工事等は行われておらず、違反等はありません。また、許可後においても周辺農地に支障は出ません。従いましてこの案件につきましては転用理由や付近の状況から転用についてはやむを得ないと判断しました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議長	報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第１４号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第１２号から第１４号に係る議事を終了いたします。

議長	[午前9時28分] 引き続き協議報告会を開催いたします。
協議報告事項 1	農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分
協議報告事項 2	農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分
議長	協議報告事項 1 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項 2 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第4条第1項第8号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回の報告は1件でございます。総会資料の6ページ目を御覧願います。番号1につきましては、道路敷のための転用です。 続きまして、協議報告事項 2 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は3件でございます。総会資料の7ページ目を御覧願います。番号1につきましては、分譲住宅敷のための転用です。番号2につきましては、住宅敷のための転用です。番号3につきましては、住宅敷拡張のための転用です。簡単ですが、説明は以上でございます。 説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり] 議長 質疑なしと認めます。
協議報告事項 3	農地法第18条第6項の規定による通知について
議長	続きまして、協議報告事項 3 農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 3 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は 6件でございます。総会資料の8ページから11ページ目を御覧願います。番号1につきましては、令和5年1月25日に解約があったものです。 理由は、農地の一部を売却することとなったためです。番号2, 3につきましては、令和5年2月28日に解約があったものです。理由は、農地を売却することになったためです。番号4, 5, 6につきましては、令和5年3月7日に解約があったものです。理由は、賃借人が体調不良で耕作ができなくなったためです。簡単ですが、説明は以上でございます。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御

	質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 4 令和 5 年度事業関係予算について</u>	
<u>協議報告事項 5 令和 5 年度白岡市農業委員会活動計画（案）について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項 4 から 5 について事務局から一括して内容説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 4 令和 5 年度事業関係予算について御説明いたします。12 から 13 ページを御覧願います。 6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費といたしまして、28,444,000 円（28,444 千円）。詳細につきましては、予算書のとおりとなります。 続きまして、協議報告事項 5 令和 5 年度白岡市農業委員会活動計画（案）について今年度の農業委員会の活動計画となります。よろしくお願いいたします。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	協議報告事項 4 についてですが、今年は農業委員会費だけの資料となっていますが、昨年までは農林水産業費全体の資料がありました。今年は農業委員会費のみとなります。農林水産業費全体の資料を示して頂いて、説明いただければありがたかったかと思います。
事務局	こちらについては、あえて省かせて頂いた形となります。農業委員会ということで、説明できる範囲が農業委員会費の予算部分のみとなるためです。 今後、検討させていただきますが、今年度はそのような理由の整理であえて省いた形となります。
委員	あえて省いたというなら、仕方ないと思いますが、できれば農業委員や推進委員がいらっしゃるのですから、農林水産業費全体の予算の状況なども局長から説明することもできますので、全体を説明していただいてもよろしかったのかと思いました。
局長	こちらの方も配慮が足らなかった部分があったのかと存じます。 農政課の方の予算でございますが、今年度につきましては例年とほぼ同様の予算となっておりますが、新規事業としましては、福祉部門との共同で行う形ですが、

	新生児のお祝い事業ということで、お米を新生児の生まれたご家庭へ15kg支給する事業が新規で入っております。以前は30kgでお渡ししていたようですが、一度事業が終了した後、復活を望む声がありまして、今回の対応となった次第でございます。なお、梨ネットの補助、農機具修繕補助については、予算確保しております。今週、農家世帯へ通知を発送させて頂いております。その中で、補助の制度、農家へのお知らせ等ご案内させていただいておりますのでご一読いただければと存じます。また、ご不明な点がございましたら、農政課へお問合せください。
議長	他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	参考にお伺いします。当初予算ということで、御説明がありましたが、農業委員会以外の予算で、農業祭の予算は計上されているのでしょうか。
局長	農業祭の予算ですが、今年は計上しておりますが、例年よりも低めとなっております。コロナ渦で農業祭の開催ができませんでしたので、開催方法を変えて考えております。例えば、役所の駐車場で軽トラ市ですとか、市民の方に農業をもっとアピールできるような方法を考えております。今後は実行委員会の方へ提案していこうと思いますので、方向性が決まりましたら、農業委員の皆さまにもご協力をお願いしたいと思いますので、追ってまたお知らせしたいと考えております。
議長	他に御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり]
<u>協議報告事項6 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項6 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	来月の農地パトロールについて でございます。 5月2日、小島委員・篠津地区推進委員 5月16日、進藤委員・大山地区推進委員 5月30日、江口委員・大山委員・日勝地区推進委員との予定をしております。必要に応じて日程変更をお願いします。日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 なお、上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。 続きまして、農業委員会活動記録の提出について でございます。 活動記録の提出ありがとうございました。今回お預かりしました活動記録につきましては、来月の資料配付時に返却させていただきます。

	最後に来月総会について でございます。5月24日（水）午前9時 議事録署名委員安藤委員、荒井委員の両委員は来月署名をお願いします。以上で、協議報告事項6 その他を終わります。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通して御意見・御質疑等ございませんか。
委員	事務局にお尋ねしたいのですが、農業委員の方で現地確認に行く際、違反の有無を総会で現地確認の報告をしますが、申請地に違反があるのか、それ以外にも違反があるのかを判断しているのか等お尋ねしたい。
事務局	農業委員でも事務局でも現地確認はさせていただいております。事務局でも申請地以外に違反があるかどうか確認はしております。
委員	農地を多く持つ所有者の場合、農地を農地として使用しない部分もあるのではないかと思います、そのような場所も違反地の一部とならないのかお伺いしたい。
事務局	違反等あれば、農地法に抵触しますので通常、転用等はできないと思われます。事務局も法に則り対応はしております。
議長	他に御意見・御質疑等ございませんか。 [質疑等なしという声あり]
議長	ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 [終了午前9時43分]